

令和8年における生活保護基準の検証作業の進め方について（案）

令和 8 年における生活保護基準の検証作業の 進め方について（案）

- 令和 8 年生活保護基準部会における議題…… P 2
- 生活扶助基準本体（第 1 類・第 2 類）の検証…… P 3～P 1 3
- 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法…… P 1 4～P 1 8
- 消費実態による検証を補完する方法…… P 1 9～P 2 2
- その他の扶助・加算の検証…… P 2 3～2 8
- 今後の生活保護基準部会のスケジュール（案）…… P 2 9

令和 8 年生活保護基準部会における議題

生活保護基準部会の設置の趣旨等に基づき、次の検証や検討課題の議論等（詳細は次頁以降）を実施し、結果をとりまとめることとしてはどうか。

1 生活扶助基準本体（第 1 類・第 2 類）の検証

全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証

(1) 水準（高さ）の検証

(2) 年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

※ 令和 6 年全国家計構造調査のデータの取扱いを含む。

2 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

令和 6 年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

3 消費実態による検証を補完する方法

消費実態による検証を補完する方法の検討

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第 1・十分位が適切かどうかの確認を含む。

4 その他の扶助・加算の検証

その他の扶助・加算等を検証する場合のデータの収集及び整理

※ 具体的な生活保護基準については、本部会での上記検証結果を踏まえ、厚生労働大臣が政策的判断として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で設定することとなる。したがって、生活保護基準の設定自体は厚生労働大臣が行うが、本部会においては、その前提として、統計分析を実施することにより専門的かつ客観的に生活保護基準の妥当性の評価・検証を行う。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証

検討事項：全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証 (1) 水準（高さ）の検証

前回検証の経緯

- 現行の生活扶助基準については、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持する「水準均衡方式」の考え方により設定されていることから、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる。
- 生活扶助基準の「水準」の検証においては、基準設定の基軸とされる「標準世帯」が33歳、29歳、4歳の3人世帯であることを踏まえ、従来から夫婦子1人世帯をモデル世帯として消費実態との比較検証を実施しているところであり、前回の令和4年検証においても、夫婦子1人世帯をモデル世帯として検証を行った。
- 比較検証に当たり消費実態を参照する所得階層について、令和4年検証では、平成29年検証時において変曲点理論を用いた消費の変動分析が行われた結果等を踏まえ、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を対象とした。この際、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況が、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないか確認する観点から、中位所得層に対する消費水準の比率、固定的経費割合、年間可処分所得の中央値に対する比率などを確認した。
この点、本部会において、「年収階級第1・十分位が生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として相応しい所得階層であるかについては、その都度確認する必要がある」との意見があった。

(参考) 令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

V 今後の検証等に関する意見

- 昭和40年度の格差縮小方式の導入以前にまで遡れば、収入階級第1・十分位ではない所得階層における消費の動向に着目していた時期もあり、年収階級第1・十分位が生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として相応しい所得階層であるかについては、その都度確認する必要があるとの意見があった。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

検討事項：全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証 （1）水準（高さ）の検証（前ページからの続き）

これまでの主な意見

- 年収階級第1・十分位の世帯を参照して検証するという方針を踏襲することは、ある意味客観的であり、国民の理解を得る上では非常に分かりやすいという意味で優れている。
- 年収階級第1・十分位が比較対象として適当なのかの確認について、どういう数値を用いるかということの判断自体についても、合理的であることが求められる。なるべくいろいろな数値を見て、その数値の妥当性とか精度などを比較検討していくという検討過程自体が重要。今回も前回と同様に広めにデータを調べて検証していく必要がある。
- モデル世帯について、結局どこを基準に回帰分析をするかだけなので、必ずしも夫婦子1人世帯というモデル世帯が強い影響を持つわけではないと理解。むしろ、生活保護受給世帯として一番多い類型ではなく、全国家計構造調査の中のサンプルの中で多いタイプのほうが、比較的安定した結果が出やすい。その意味で、モデル世帯の選択は、そんなに大きい影響はでないのではないかと。
- モデル世帯について、むしろ同じにしておいた方が、結果が出たときに、パラメーターなど、解釈がしやすいので、なるべく同じにするというのも考え方の1つ。
- モデル世帯について、生活保護受給者の半分以上が高齢者の単身だと思imasるので、貯蓄の問題などもあるが、やはり単身の高齢者の世帯の消費なども調査していくということも、限界はあるかもしれないが、探求していくということも必要。
- これまでの生活扶助基準の検証においては、年収階級第1・十分位の消費実態と生活扶助基準の比較検証ということを基本に据えつつ、年収階級第3・五分位の6割水準というのを1つの目安にして考えようという見方もされてきた。前回の検証では、高齢者世帯、母子世帯など世帯類型別に中位所得層の消費水準との比較を確認していたので、今回の検証作業でも確認されたい。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

検討事項：全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証 （1）水準（高さ）の検証（前ページからの続き）

今回検証の方針（案）

- 生活扶助基準の水準（高さ）の検証については、前回検証に引き続き、夫婦子1人世帯（勤労者世帯）をモデル世帯として、低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証を行う。
- 比較検証に当たって消費実態を参照する所得階層については、年収階級第1・十分位を基本としつつ、年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうかについては、前回検証で確認した指標などにより、確認を行う。
 - ※ 前回検証で確認した指標は、次ページに掲載。
- 世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当の消費水準を中位所得層対比で確認する。
 - ※ 前回検証で確認した内容は、P7に掲載。

<使用予定データ>

全国家計構造調査（令和元年、令和6年）

今回検証に当たっての論点（案）

- 令和6年全国家計構造調査のデータにより、比較対象となる集団が適切かどうかを確認する指標として、前回検証で確認した指標のほか、どのような指標が考えられるか。
- そのほか、生活扶助基準の水準（高さ）を検証した結果の妥当性を確認するためのデータとして、どのようなものが考えられるか。

(参考) 前回検証において第1・十分位が比較対象として適当か確認した指標

- 令和4年検証において夫婦子1人世帯における年収階級第1・十分位が比較対象として適当か、以下の指標により確認を行った。

○中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子1人世帯における「年収階級第1・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第3・五分位の平均消費支出額」により算出。
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

○固定的経費割合

固定的経費 ÷ 消費支出額 により算出。

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

○年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子1人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第1・十分位の年間可処分所得の平均の比率。

年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

(下記の事項は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、大きな変化がないかを確認。)

○世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況

○所得額・貯蓄額の分布

所得額・貯蓄額の分布を確認する

○社会的必需項目の不足状況

夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における社会的必需項目の不足状況

※1 先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査) <厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」(平成22~24年度、研究代表者 阿部彩)>の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目(50%以上の回答者が必要であると回答したもの)に対応する「家庭の生活実態及び生活意識調査」の13項目に係る結果。

※2 2010年、2016年及び2019年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計となるため、基準額と消費水準の比較検証時に参照する集団(全国家計構造調査、全国消費実態調査による)とは調査時点、標本世帯、対象範囲等が異なる。

(参考) 前回検証の確認内容 (世帯構成別の低所得世帯における消費水準)

世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当の消費水準(中位所得対比)

		低所得世帯の消費水準の中位所得対比	展開後の消費水準の中位所得対比
夫婦子1人世帯(勤労者)	年収階級	71%	71%
高齢夫婦世帯(65歳以上)	貯蓄加味年収階級	62%	61%
	年収階級	64%	60%
高齢単身世帯(65歳以上)	貯蓄加味年収階級	60%	60%
	年収階級	63%	62%
高齢夫婦世帯(75歳以上)	貯蓄加味年収階級	60%	56%
	年収階級	65%	58%
高齢単身世帯(75歳以上)	貯蓄加味年収階級	65%	54%
	年収階級	65%	55%
単身世帯(65歳未満 勤労者)	年収階級	71%	65%

※ 各世帯構成における低所得世帯の消費水準は、令和元年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯構成における年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出額。

※ 各世帯構成の展開後の消費水準は、今回の方法により算出した消費較差指数に基づく。

※ 中位所得対比は、令和元年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯構成における年収階級第3・五分位の生活扶助相当支出額に対する率。

※ 貯蓄加味年収階級については、貯蓄を考慮した年間収入(年間収入+(資産-負債)/平均余命)により設定。

確認結果を踏まえた留意点(令和4年報告書抜粋)

世帯類型や地域によって消費実態が低い水準となっている場合には、下限となるべき水準についても配慮する必要がある。とりわけ、75歳以上の高齢単身世帯や高齢夫婦世帯では、検証作業に用いた集計結果等から機械的に算出した低所得世帯の生活扶助相当の消費水準が年収階級第3・五分位の消費水準対比で6割未満となり、他の世帯類型と比べて低い水準となっていることには留意する必要がある。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

検討事項：全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証 (2) 年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

前回検証の経緯

- 生活扶助基準の「体系」の検証については、世帯員の年齢階級、世帯人員数及び級地の別に基準額が設定されていることから、体系別の基準較差について、これまでもこれらの要素ごとの消費実態の較差との比較による検証を行ってきたところであり、令和4年検証においても、従前の検証手法を踏襲して同様の検証を行った。

具体的には、2019年全国家計構造調査の個別世帯のデータを用いて、低所得世帯を対象として、第1類相当支出及び第2類相当支出のそれぞれについて回帰分析を行い、その結果を基に消費実態の較差（指数）を推計し、当該推計結果と現行の生活扶助基準における較差を比較することにより評価・検証を行った。

その際、手法の改善の観点から、参照する所得階層や具体的な説明変数の設定等について検討を行い、一部手法の変更を行った。報告書には改善した方法による算出結果と従前の方法の両方を掲載した。

- 令和5年度の生活扶助基準見直しに当たっては、本部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差については現行の較差との差の2分の1を反映することとした。

(参考) 令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－6 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証結果の総括及び留意点

- 基準体系ごとの消費較差のうち、特に年齢別較差に関しては、消費支出が世帯単位のものであって年齢別の個人の消費を直接捉えられるものではないなど、利用可能なデータ上の制約からも幅をもってみる必要がある。そうした中で、機械的に反映させた場合には現行の基準較差から大幅な変更となることを考慮すれば、検証結果と矛盾のないよう信頼区間から外れない範囲で、激変緩和のための一定の政策的配慮はあり得るものと考えられる。

ただし、こうした政策的な対応については、信頼区間から外れないというだけでなく、政策的配慮に一定の合理性が必要であることには留意すべきである。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

検討事項：全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証 （2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証（前ページからの続き）

今回検証の方針（案）

- 年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証については、これまでの検証手法を踏襲して行う。
具体的には、令和6年全国家計構造調査の個別世帯のデータを用いて、低所得世帯（※）を対象として、第1類相当支出及び第2類相当支出のそれぞれについて、各世帯の世帯構成、級地、資産等を説明変数とする回帰分析を行い、その結果を基に消費実態の較差（指数）を推計し、当該推計結果と現行の生活扶助基準における較差を比較することにより評価・検証を行う。
※ 令和4年検証においては、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く。）について、それぞれ世帯人員ごとに年収階級が第1・十分位に該当する世帯を分析対象とした。
- この際、検証手法の改善の観点から必要がある場合には、参照する所得階層や具体的な説明変数の設定などの回帰分析の細部について、採り得る方法を生活保護基準部会においてあらかじめ検討し、当該方法による結果を、従前の方法による結果と併せて算出する。

<使用予定データ>

令和6年全国家計構造調査

今回検証に当たっての論点（案）

- 前回の検証方法について、改善すべき点や基準体系の検証に当たって確認しておくべきデータはあるか。

(参考) 前回検証における基準体系の検証結果①

- 単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位を対象とすることとした。
- 第1類相当支出及び第2類相当支出について、以下の説明変数とする回帰分析を行い、検証を行った。

【第1類相当支出 回帰分析結果】

N数	4,422
F値	169.22
R ²	0.406

変数	係数	標準誤差	t 値	VIF
2人世帯ダミー	0.555	0.021	27.0*	1.58
3人世帯ダミー	0.806	0.025	32.7*	1.61
4人世帯ダミー	0.960	0.028	33.8*	2.05
5人世帯ダミー	1.068	0.039	27.4*	1.57
0～5歳の構成割合	-0.053	0.070	-0.7	1.46
6～11歳の構成割合	0.010	0.064	0.2	1.35
12～17歳の構成割合	0.097	0.066	1.5	1.31
65～74歳の構成割合	0.028	0.026	1.1	1.48
75歳以上の構成割合	-0.192	0.025	-7.6*	1.58
1級地2ダミー	-0.030	0.032	-0.9	1.63
2級地1ダミー	-0.071	0.026	-2.7*	2.54
2級地2ダミー	-0.117	0.036	-3.2*	1.44
3級地1ダミー	-0.127	0.026	-4.8*	2.57
3級地2ダミー	-0.188	0.029	-6.5*	2.15
ln(貯蓄現在高)	0.035	0.003	12.1*	1.10
持ち家ダミー	0.086	0.019	4.7*	1.34
住宅ローン支払いダミー	-0.009	0.028	-0.3	1.24
定数項	10.445	0.034	305.6*	

【第2類相当支出 回帰分析結果】

N数	4,422
F値	93.04
R ²	0.202

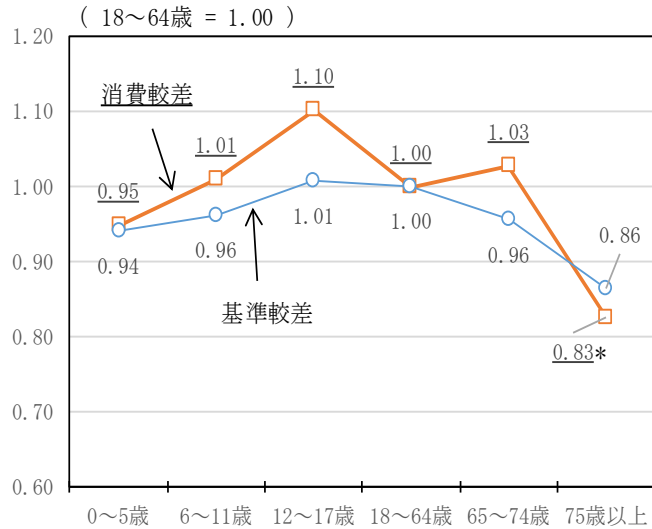
変数	係数	標準誤差	t 値	VIF
2人世帯ダミー	0.318	0.022	14.4*	1.57
3人世帯ダミー	0.479	0.025	18.9*	1.44
4人世帯ダミー	0.563	0.028	20.2*	1.44
5人世帯ダミー	0.571	0.037	15.3*	1.18
1級地2ダミー	0.010	0.036	0.3	1.63
2級地1ダミー	0.000	0.028	0.0	2.54
2級地2ダミー	0.074	0.041	1.8	1.44
3級地1ダミー	0.033	0.029	1.2	2.56
3級地2ダミー	0.039	0.031	1.3	2.15
ln(貯蓄現在高)	0.039	0.003	12.1*	1.10
持ち家ダミー	0.254	0.019	13.3*	1.15
住宅ローン支払いダミー	-0.059	0.031	-1.9	1.16
定数項	9.906	0.032	308.1*	

※ 表中「*」は、t値の絶対値が1.96を超えるもの。

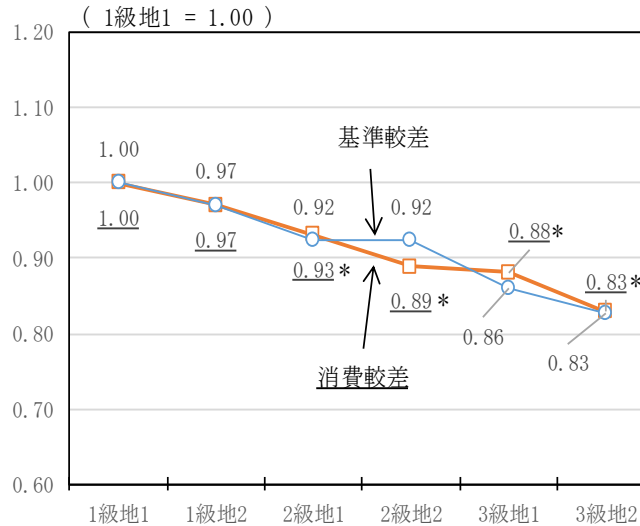
(参考) 前回検証における基準体系の検証結果②

○ 回帰分析の結果に基づき、各要素ごとの消費較差指数を算出し、生活扶助基準の較差指数と比較した結果は、以下のとおり。

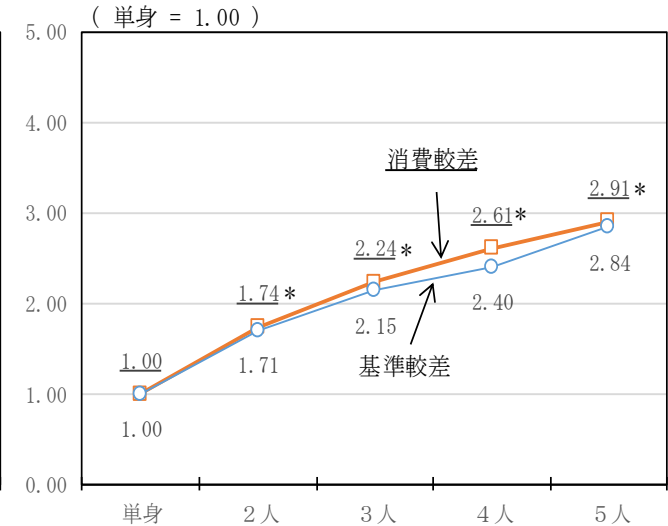
第1類 年齢別較差指数



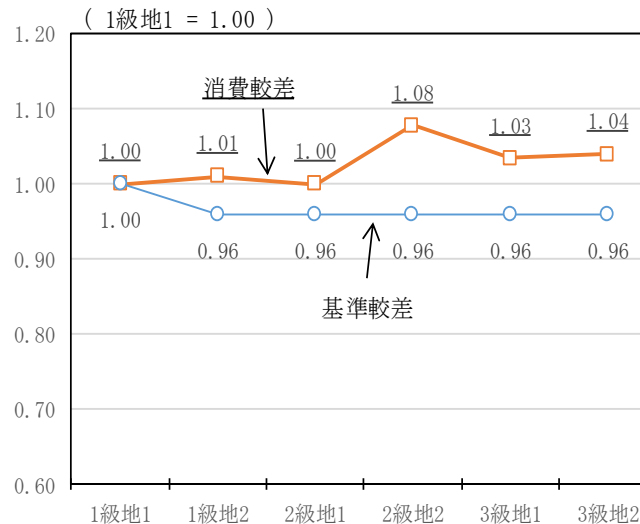
第1類 級地間較差指数



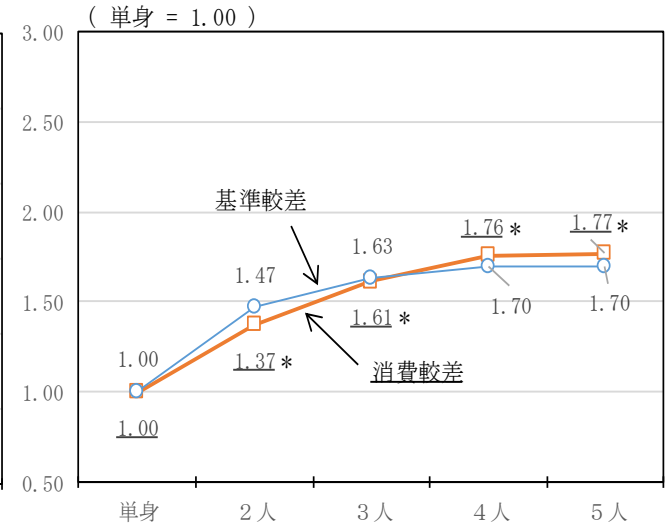
第1類 世帯人員別較差指数



第2類 級地間較差指数



第2類 世帯人員別較差指数



※ 消費較差の推定値には一定程度の誤差を生じることから、幅をもってみる必要がある。

※ グラフ中の「*」は、1と有意な差があるもの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

検討事項：令和6年全国家計構造調査のデータの取扱い

前回検証の経緯

- 令和元年全国家計構造調査では、平成26年全国消費実態調査から支出品目の分類変更があったことから、生活扶助相当の品目及び第1類相当・第2類相当の区分について整理を行った。
- 全国家計構造調査の調査対象期間が10月・11月であることに関しては、令和元年10月の消費税率改定による駆け込み需要の反動の影響等を受けている可能性があること、調査対象期間が2か月間であるため、消費支出の季節性の観点からの評価が必要であることから、月次の消費動向を把握できる家計調査により、調整の必要があるか確認を行ったが、具体的な数字の調整等は行わないこととした。

これまでの主な意見

- 今回の全国家計構造調査は、令和元年調査と比べると変更箇所が軽微であり、生活扶助相当支出品目の整理は前回踏襲でよいのではないかと。
- 全国家計構造調査の季節性については、今回は消費税率改定の影響はなく、必ずしも生活扶助相当の支出に大きな季節性があるわけではないので、季節性の確認に大きな労力を割く必要はない。
- 全国家計構造調査の季節性について、念のため確認しておくことも重要。家計調査により季節性を確認する場合、家計調査のサンプル数の制約にも留意が必要。
- 生活扶助の対象とならない品目の支出（出産費用、医療費、自動車購入費用など）が、生活扶助相当支出を抑えるといった影響がある可能性に留意し、消費支出全体の構造を見ることも考えられる。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

検討事項：令和6年全国家計構造調査のデータの取扱い（前ページからの続き）

今回検証の方針（案）

- 生活扶助相当の品目及び第1類相当・第2類相当の区分は、前回は踏襲する。
 - ※1 令和6年全国家計構造調査では、「保健用消耗品」が「マスク」と「他の保健用消耗品」に細分化された。令和元年全国家計構造調査を用いた前回検証では、「保健用消耗品」が第2類相当とされていたことから、「マスク」・「他の保健用消耗品」のいずれも第2類とする。
 - ※2 仕送り金には、就学中の家族への仕送り金など最低生活費になじまない費用が含まれるが、仕送りが生活保護制度において禁止されているわけではないため、生活扶助相当支出から除外していない。
- 生活扶助基準の水準（高さ）の検証に当たって、モデル世帯である夫婦子1人（勤労者世帯）における生活扶助相当支出以外の支出も含めた消費支出全体の費目別内訳についても確認を行う。
- 令和6年全国家計構造調査の調査対象期間が10月・11月であることに関しては、入念的な状況確認の観点から、月次の消費動向を把握できる家計調査により、前回の確認内容を参考として、夫婦子1人世帯及び2人以上世帯のうち勤労者世帯における低所得層（年収階級第1・十分位及び年収階級第1・五分位）の令和6年10月・11月前後の生活扶助相当支出の動向を確認する。

<使用予定データ>

家計調査（令和元年～6年）、全国家計構造調査（令和元年、令和6年）

2 . 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

検討事項：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

前回検証以降の経緯

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っている。
- 令和4年検証の報告書において、「生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。」とされ、検証結果を踏まえる上での留意点として、検証時点からの社会経済情勢の変化が挙げられていた。
- 令和5年度見直しでは、本部会の令和4年検証結果を反映することを基本としつつ、足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算する等、当面2年間（令和5～6年度）の特例的・臨時的な措置を実施した。
- 令和7年度の見直しにおいては、令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算する等、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施することとした。
- 令和8年度の見直しにおいては、社会経済情勢等を総合的に勘案し、特例加算の額を現行の世帯人員一人当たり月額1,500円から1,000円引き上げて月額2,500円にする等、令和8年10月から1年限りの措置として実施することとした。
- 令和8年度予算の大臣折衝（令和7年12月24日）において、「厚生労働省において、令和6年から検証時点にかけての一般低所得世帯の消費動向を勘案するに当たり、参照することが適当と考えられる指標を整理する。具体的には、家計調査等に基づく様々な指標に関し、その特徴、参照する場合の考え方や課題などについて、経済・統計分野の学識経験者の専門的知見を十分踏まえ、来夏を目途にとりまとめる。」とされた。

2 . 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法（続き）

検討事項：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法（前ページからの続き）

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－4 新型コロナウイルス感染症による影響等

- 令和元年以降の新型コロナウイルス感染症による影響や足下の物価上昇等を含むこうした社会経済情勢の変化については、2019年全国家計構造調査による検証結果に、令和3年にかけての動向を確認した家計調査等の経済指標により機械的な調整を加えて消費実態との均衡を評価することは難しいと考えられるが、足下の実態を捉えるにあたって考慮しなければならない重要な事項である。

Ⅲ－6 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証結果の総括及び留意点

- 加えて、生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。

2 . 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法（続き）

検討事項：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法（前ページからの続き）

これまでの主な意見

<総論>

- 全国家計構造調査の調査時点から、検証結果を反映するまでに3年のタイムラグがあるという仕組みは繰り返されるので、インフレが継続している現状を踏まえると、今後は経済状況をもう少しシステムチックに反映できる方法を考えるべき。

<参照することが考えられる指標>

- 消費に関するデータについて、精度の改善を行ったとしても、現状の公的統計の体系の中では、全国家計構造調査を代替するようなデータを得ることは難しく、家計調査などによる消費の変動を反映しようとする、5年に一度の検証との齟齬が生じかねない。物価上昇の状況を生活扶助基準の水準にどう反映するかに注力するのであれば、消費者物価指数が一番重要となるのではないか。中期的に見れば、消費物価指数と消費の変動は、かなり連動してくる。タイムラグを補正する方法としては、物価を中心にした仕組みをつくっておいて、家計調査のブラッシュアップの作業を進めていくというのが現実的ではないか。
- ある程度信頼できる消費に関するデータがあるのであれば、消費で補正していくというのが理想。特に1年ぐらいのタイムラグであれば、物価で補正するというのもいいと思うが、何年か経つと生活水準が向上したり、その逆も有り得るので、物価だけで補正してよいかという問題がある。ある程度信頼できる消費データが利用できないようであれば、代替的な指標も見ながら判断していくということが考えられる。例えば、総務省統計局が公表しているCTIミクロの指標があるが、収入別などの指標がないという課題がある。低所得世帯の動向に着目してある程度分析する必要もあるので、家計調査を生かしたいということもある。それが難しければ、物価も参照して、底割れしないように支えてあげるといったことが考えられるのではないか。
- 水準均衡方式は一般世帯と均衡を是正するというところから始まっている。一般低所得世帯についての丁寧な議論をすることは必要であるが、一般世帯や中位所得層を参照してきたことにも留意が必要。
- 最高裁判決では、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整を行ったことについて、違法との判断を行った。物価は大事な指標であるが、インフレ下においても慎重に審議することが必要。

2 . 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法（続き）

検討事項：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法（前ページからの続き）

これまでの主な意見

<消費に関するデータについて>

- 全国家計構造調査の調査実施時点以降の消費動向を勘案する際に、消費データであるならば、家計調査が中心となる。例えば毎年毎年の変動となると、家計調査は使いにくいですが、2年分、3年分をプールすると、サンプル数は延べ3万世帯とか4万世帯近くになる。仮に消費データにより調整をするのであれば、家計調査を何らかの形で特別集計したデータが最も有効なデータソースと考えられる。
- 消費動向を見る際には、世帯人数の減少や世帯員の年齢の変化にも留意する必要がある。CTIミクロでは世帯人員数や年齢の分布を調整した系列も公表しており、家計調査を中心に一般低所得世帯の消費実態を把握していくなら、このCTIミクロの工夫は取り入れられるのではないか。
- CTIミクロでは、家計消費単身モニター調査の結果により、家計調査による単身世帯の家計収支を補強しているが、当該調査は無作為抽出ではなく、当該調査を活用することについては、生活扶助基準の検証に際しては有益ではないのではないか。また、CTIミクロでは、家計消費状況調査の結果を家計調査の結果に合成することで、高額で購入頻度の少ない品目の消費を補強しているが、一般低所得世帯の特に生活扶助相当額を見るだけであれば、家計消費状況調査の活用場面はあまり大きくない。一方で、例えば第3・五分位など中位所得の世帯や、日本の消費動向全体を視野に入れるときには、家計消費状況調査は有効なデータソースになり得る。

<その他の留意事項>

- 低所得世帯に対する物価対策の給付金といった消費に影響を与える施策動向にも留意する必要がある。

<検討の仕方>

- インフレ下における生活保護基準をどう考えるかという議論は、これまでの経済状況を背景とした生活保護基準の在り方の議論、改定方式の変遷、これまでの検討経緯についても参考にしながら検討してはどうか。

2 . 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法（続き）

検討事項：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法（前ページからの続き）

今回検証の方針（案）

- 令和6年全国家計構造調査から検証時点までの社会経済情勢の変化の反映方法を検討するに当たって、まずは、厚生労働省において、一般低所得世帯の消費動向を勘案するに当たり、参照することが考えられる経済指標を整理する。具体的には、家計調査等に基づく様々な指標に関し、その特徴、参照する場合の考え方や課題などについて、経済・統計分野の学識経験者の知見を十分踏まえて取りまとめる。その整理内容を踏まえて、本部会で議論いただく。

今回検証に当たっての論点（案）

- 参照することが考えられる経済指標について、本部会で検討するに当たって整理が必要な事項やデータは、これまでの主な意見に加えて、何かあるか。

3 . 消費実態による検証を補完する方法

検討事項：消費実態による検証を補完する方法の検討

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第1・十分位が適当かどうかの確認を含む。

前回検証の経緯

- 従来、一般低所得世帯の消費実態との比較を基本としつつも、その補完的な参考資料となりうる新たな検証手法の検討については、過去に本部会や「生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会」においても議論してきたところ。
- 令和4年検証において夫婦子1人世帯における年収階級第1・十分位が比較対象として適当か、P6の指標により確認を行った。その際、参考指標の一つとして、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による社会的必需項目の不足状況についても確認していた。
- 令和4年検証において消費実態だけでなく生活の質も踏まえた検証を行う観点から、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」等を用いて、生活保護受給世帯及び一般世帯の生活実態・意識について分析を行った。
- 令和4年検証において、「MIS手法による最低生活費の試算」及び「主観的最低生活費の試算」を行ったが、予算制約を外した各調査研究の試算結果をどのように取り扱うかは慎重に検討する必要があるという意見等があり、生活扶助基準の検証に活用し得るという結論は得られなかった。
- 令和4年検証においては、「引き続き一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる」とされつつ、「消費実態との比較によらない手法について、5年後に改めて生活扶助基準の検証が行われることを見据えつつ、より精緻化する作業を行っていく必要がある。」との意見があったところ。
- また、生活実態及び生活意識の分析をより精緻に実施していくことが必要であるとの意見、生存水準に関わる観点として、栄養摂取基準などからみて最低生活が満たされる水準となっているか確認する必要があるとの意見もあった。

3 . 消費実態による検証を補完する方法（続き）

検討事項：消費実態による検証を補完する方法の検討（前ページからの続き）

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第1・十分位が適切かどうかの確認を含む。

これまでの主な意見

<生活実態及び生活意識の分析について>

- 最低生活を捉えるとき、例えば冠婚葬祭に出られるかどうかなど、支出額だけでは捕捉できない側面を補完するためにどのような情報が必要か考えるべき。
- 第1・十分位の人が最低限度の生活水準を超えているか超えていないかを検証することは、その人たちと生活保護受給者が同じ生活ができていくかどうかという論点とは分けて考えるべき。支出額だけでは見えない最低限度の生活を送れているかどうかのチェックという意味では、社会的必需項目の不足状況というのは非常に重要な情報であり、一般低所得者世帯が比較対象として適切かどうかを見るために、本当に最低限の生活をするとときに満たされないといけない項目を選んだ上で、一般低所得者世帯の中でそれが不足している人はいないかチェックしていくことが重要なのではないか。
- 従来からの議論を踏まえれば、相対的剥奪や社会的な距離、その他お金に見えない部分を反映している部分があるため、一般世帯との比較を丁寧に見ることが重要。
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査について、令和7年7月の調査結果を可能であれば早急に公表を進めていただきたい。
- 社会的必需項目について、個人の生活にとってやはり孤立化を防ぐということが重要であり、今ある指標では冠婚葬祭への出席という形で出ていると思うが、社会的な活動や人との交流について、金銭的な制約でどのくらい難しくなっているのかといった項目もあるといい。
- 社会的必需項目について、改めて何らかの形で精査をする必要があるのではないか。項目を選定するときに恣意的ではいけないが、50%の基準が適切なのか、項目間の重みづけができないか、社会参加といったものを重視するなど、項目の設定については精査が必要。

3 . 消費実態による検証を補完する方法（続き）

検討事項：消費実態による検証を補完する方法の検討（前ページからの続き）

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第1・十分位が適切かどうかの確認を含む。

これまでの主な意見

- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査は、現状の把握に加えて、クロスセクションとしての水準比較と時系列としての変化の双方を整理することが重要ではないか。例えば社会的必需項目として恒常的に必要とされているものが何かを確認するとともに、マクロ的要因などによる一時的な上昇・下降なのか、それともトレンドとして継続的に変化しているのかを区別することが重要であり、こうした整理がなされれば、仮に令和7年のデータが未整理であったとしても、平成22年から令和4年までの動向をより丁寧に整理することで、一定の見通しを持って議論することが可能となり、一つの指標になり得るのではないか。
- 令和6年の社会保障生計調査と全国家計構造調査の結果を、支出項目や属性などを調整した上で比較することで、第1・十分位の方々と生活保護を受けている方々の支出を参考として確認することも有用ではないか。

<MIS手法による最低生活費の試算、主観的最低生活費の試算及び日本人の食事摂取基準を活用した検討について>

- MISや主観的最低生活費、もしくは栄養の観点の分析について、おそらく現実に世の中にいる方々は、全てにおいて最低限を越すような生活はしておらず、何かを我慢しながら何かを満たしていくということをやっているのが現実だと思う。部分を積み上げて全体の最低限を構築していく方法は現状ではそのまま適用することは難しいのではないか。
- 生活費を項目ごとに積み上げていく手法については、今後、検討手法を精緻化していくかということを検討していく必要がある。安定的に基準を設定する手法を構築していく必要があり、これからも改善の余地があると考えられ、直ちに何か活用していける段階にはまだ至っていないのではないか。
- 栄養調査は絶対的水準に関わる重要な指標であると考えているが、同時に医療扶助との関係も踏まえて見る必要があるのではないか。同じ支出水準で食料を購入していたとしても、例えば食塩や脂肪の摂取が多いなど、栄養の質に偏りが見られる可能性があり、生活保護世帯や低所得世帯において健康状態や疾病リスクが高まり、結果として医療扶助の増加につながる可能性も考えられる。

3 . 消費実態による検証を補完する方法（続き）

検討事項：消費実態による検証を補完する方法の検討（前ページからの続き）

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第1・十分位が適切かどうかの確認を含む。

今回検証の方針（案）

- 生活扶助基準の検証に当たって、一般低所得世帯が比較対象として適切かどうかを確認するため、最低限の生活をするとときに満たす必要のある社会的必需項目について一般低所得世帯における充足状況（※）を確認することは重要。そのため、社会的必需項目の選定の考え方や具体的方法について、利用可能な最新のデータを用いて精査を行う。その際、社会参加や人との交流に関する項目を追加するか検討する。
- ※ 令和7年7月に実施された家庭の生活実態及び生活意識に関する調査について、一般世帯の年収階級別の結果は、令和7年国民生活基礎調査の所得票データとのマッチングが必要であり、今回の検証では活用ができず、直近の結果は令和4年7月の調査結果となる。
- 令和7年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の結果については、国民生活基礎調査データとのマッチングを要さない生活保護受給世帯の調査結果及び一般世帯の単純集計結果について、今回の検証において参考として参照できるようにする。
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果については、一般世帯と生活保護受給世帯との比較だけでなく、時系列での変化について分かりやすく参照できるようにする。
- 令和6年の社会保障生計調査による生活保護受給世帯の消費実態と令和6年全国家計構造調査による年収階級第1・十分位の消費実態について、サンプル数等の制約に留意しつつ、世帯属性などを調整した比較を行う。また、令和4年以降の物価上昇局面における生活保護受給世帯の消費の変化について、令和4～6年の社会保障生計調査により確認する。
- M I S手法による最低生活費の試算、主観的最低生活費の試算及び日本人の食事摂取基準を活用した検討については、現状において生活扶助基準の検証に直ちに活用できる状況になく、今回検証での活用を見送る。

今回検証に当たっての論点（案）

- 社会的必需項目の選定方法や分析方法について、これまでの意見のほか、どのようなことが考えられるか。

4 . その他の扶助・加算の検証

検討事項：その他の扶助・加算等を検証する場合のデータの収集及び整理

前回検証までの経緯

- 生活扶助本体以外の一部の扶助や加算等については、過去の生活保護基準部会において検証した結果を踏まえ、見直しを行ってきたところ。
 - ・平成24年検証：期末一時扶助のスケールメリット
 - ・平成26年検証：住宅扶助及び冬季加算
 - ・平成29年検証：有子世帯の扶助・加算（児童養育加算、母子加算、教育扶助及び高等学校等就学費）
- また、一部の扶助や加算等については、対応する需要の物価変動等を踏まえ、改定を行っている。（P24～28）
- 令和4年検証において、「今後、他の扶助や加算の基準について検証を行う際には、各扶助等により賄うべき需要に対応するための費用を捉える観点からデータの収集及び整理を適切に行っていく必要がある。」との意見があった。

今後の検討の進め方（案）

- 生活扶助本体以外一部の扶助や加算等のうち、定期的な改定を行っていないものについては、まずは厚生労働省において、検討の進め方を整理し、可能なものから検証に向けた検討を行っていく。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（扶助①）

扶助名	概要	近年における検証・改定の状況 （消費税率改定への対応除く）
第1・2類	基本的な日常生活費に係る経費の補填として支給	・全国家計構造調査等を基に5年ごとに検証 ・社会経済情勢等を総合的に勘案して改定。 直近は令和7年10月、令和8年10月（予定）に改定。
冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費の補填として支給	（居宅等） 平成26年に家計調査の特別集計データ等により地域別の冬季における光熱費支出の増加を踏まえて検証を行い、平成27年10月に改定。 （入院・入所等） 近年検証の実績なし。（※）
入院患者 日用品費	病院等の入院患者に対し、身の回り品等の日常生活費の補填として支給	近年検証の実績なし。（※）
介護施設入所者 基本生活費	介護施設入所者に対し、身の回り品等の必需的な日常生活費の補填として支給（例：歯ブラシ、下着、寝衣）	近年検証の実績なし。（※）
各種加算	妊産婦や障害者等、特別な需要に必要な経費の補填として支給	（別途記載）
期末一時扶助	年末において増加する食費や雑貨等の経費の補填として支給	平成24年に家計調査の特別集計データにより年末における消費実態を踏まえて、世帯人員毎のスケールメリットについて検証を行い、平成25年8月に改定。（※）
一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要な経費の補填として支給	それぞれ物価等の動向に応じて金額を改定。

※ 最高裁判決を踏まえた改定：平成25年基準見直しによるデフレ調整を反映して以降、検証・見直しを行っていないことから、令和8年4月に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」の検討結果を踏まえた水準とするための改定を行ったもの。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（扶助②）

扶助名	概要	近年における検証・改定の状況 (消費税率改定への対応除く)
住宅扶助	<p>(家賃、間代等) 借家借間に居住する者に対し、家賃や転居時の敷金、契約更新料などの補填として支給</p> <p>(住宅維持費) 居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給（補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度）</p>	<p>(家賃、間代等) 平成26年に住宅・土地統計調査の特別集計データや民間の賃貸物件情報等により、地域別に最低居住面積水準を満たす家賃の実態等の検証を行い、平成27年7月に改定。</p> <p>(住宅維持費) 毎年度、物価の動向に応じて金額を改定。</p>
教育扶助	小学生、中学生に対し、義務教育に係る必要な学用品費や教材代、給食費等の補填として支給	平成29年度に義務教育に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、子どもの学習費調査の特別集計データにより平均的な学校教育にかかる費用を検証し、平成30年度に改定（直近は令和5年子どもの学習費調査のデータにより令和7年4月に改定）。
介護扶助	介護保険サービスの利用に係る経費の補填として支給	(現物給付)
医療扶助	病院等における医療サービスの利用にかかる経費の補填として支給	(現物給付)
出産扶助	出産に伴い必要となる分娩介助や検査、室料などの経費の補填として支給	毎年度、出産費用の実態を踏まえて改定。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（扶助③）

扶助名	概要	近年における検証・改定の状況 (消費税率改定への対応除く)
生業扶助	<p>(生業費) 生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するものとして支給</p> <p>(技能修得費) 生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得するための授業料、教材代等の経費を補填するものとして支給</p> <p>(高等学校等就学費) 高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給</p> <p>(就職支度費) 就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給。</p>	<p>(生業費) 近年の検証等実績なし。</p> <p>(技能修得費、就職支度費) 毎年度、物価の動向に応じて金額を改定。</p> <p>(高等学校就学費) 平成29年度に高等学校等の就学に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、子どもの学習費調査の特別集計データにより、平均的な学校教育にかかる費用を検証し、平成30年度に改定（直近は令和5年子どもの学習費調査のデータにより令和7年4月に改定）。</p>
葬祭扶助	葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費の補填として支給	毎年度、葬祭費用の実態を踏まえて改定。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（加算①）

	概 要	基準額（令和8年4月） ※1級地-1の場合	近年における検証・改定の状況 （消費税率改定への対応除く）
妊産婦加算	妊産婦（妊娠中及び産後6ヶ月以内）に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費の補填として支給	妊娠6カ月未満の場合：9,350円 妊娠6カ月以上の場合：14,120円 産 後 の場合：8,690円 （認定件数：2,128件）	近年検証の実績なし。（※）
障害者加算	障害者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費の補填として支給	身体障害者障害等級 1・2級の場合：27,460円 3級の場合：18,300円 （認定件数：376,945件）	近年検証の実績なし。（※）
重度障害者加算	重度障害者（特別児童扶養手当の支給要件に相当する障害者）に対し、重度の障害ゆえに生ずる特別な需要に対応するものとして支給	16,100円 （認定件数：24,967件）	他の施策の各種手当の額に連動。
重度障害者家族介護料	介護が必要な障害者を家族等が介護する場合に支給	13,490円 （認定件数：1,062件）	
在宅重度障害者介護料（他人介護料）	障害者が他人である介護者を必要とする場合に支給	75,820円以内 （認定件数：313件）	
介護施設入所者加算	介護施設入所者に対し、理美容品等の裁量的経費の補填として支給	10,120円以内 （認定件数：26,182件）	近年検証の実績なし。（※）

※ 最高裁判決を踏まえた改定：平成25年基準見直しによるデフレ調整を反映して以降、検証・見直しを行っていないことから、令和8年4月に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」の検討結果を踏まえた水準とするための改定を行ったもの。

※ 認定件数は令和6年7月末現在

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況（加算②）

加算名	概要	基準額（令和8年4月） ※1級地-1の場合	近年における検証・改定の状況 （消費税率改定への対応除く）
在宅患者加算	在宅患者（結核又は3ヶ月以上の治療を要する者）であって、追加的に栄養補給等が必要な場合に、追加経費の補填として支給	13,590円 （認定件数：205件）	近年検証の実績なし。（※）
放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費の補填として支給	現雇患者の場合：49,120円 元雇患者の場合：24,560円 （認定件数：72件）	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律における健康管理手当の額を踏まえ改定。 （※）
児童養育加算	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給	18歳までの子ども1人につき10,190円 ※一定の要件を満たす場合は経過的加算を加える。 （認定件数：83,837件）	平成29年に子どもの貧困対策の観点から、平成26年全国消費実態調査の特別集計データにより中位所得層の標準的な家庭と同程度の学校外活動費用を賄える額がどの程度か検証を行い、平成30年10月に改定。
介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費の補填として支給	実費 （認定件数：345,987件）	-
母子加算	ひとり親世帯のかかりまし経費（ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用）を補填するものとして、ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対し支給	子ども1人の場合：18,800円 ※一定の要件を見たす場合は経過的加算を加える。 （認定件数：66,083件）	（在宅者） 平成29年にひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活を送るために必要な消費支出を平成26年全国消費実態調査の特別集計データにより検証し、平成30年10月に改定。 （入院・入所） 近年検証の実績なし。（※）

※ 最高裁判決を踏まえた改定：平成25年基準見直しによるデフレ調整を反映して以降、検証・見直しを行っていないことから、令和8年4月に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」の検討結果を踏まえた水準とするための改定を行ったもの。

※ 認定件数は令和6年7月末現在

今後の生活保護基準部会のスケジュール（案）

		議 題
令和8年	4月	○基準検証の進め方（本資料）
	5月・6月	○生活扶助基準の水準の検証、基準体系の検証等に係る具体的な論点、作業内容について議論 ※ 令和6年全国家計構造調査の特別集計結果がない段階での議論
	7月以降	○以下について、データによる分析結果等を踏まえ、順次議論 <ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助基準の水準の検証 ・生活扶助基準の体系の検証 ・調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法 ・消費実態による検証を補完する方法 ・その他の扶助・加算の検討 ↓ ○とりまとめに向けた議論 ↓
	年内	○報告書とりまとめ

※1 本スケジュール（案）は、今後の議論の状況等を踏まえ、変更があり得る。

※2 検証に用いる令和6年全国家計構造調査の調査票情報は、令和7年12月に同調査の家計収支に関する結果が公表され、二次利用が可能となっているが、検証に必要なデータの整理に一定の期間を要する。家計資産・負債に関する結果の公表予定は、令和8年夏頃となっているため、前回と同様の検証を行うことができるのは、令和8年夏以降となる。